

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置について

当社は、電気・ガス価格激変緩和対策事業※に係る電気料金の特別措置を実施することとし、当社が取次を行う小売電気事業者の神楽電力株式会社が経済産業大臣から認可を受けましたのでお知らせします。

【電気料金の特別措置の概要】

1. 特別措置の対象となるお客様

当社と電気需給契約を締結している低圧および高圧のすべてのお客様

※本措置の適用にあたり、お客様から当社にお申し込みいただく必要はありません。

2. 特別措置の実施期間

2023年1月使用分から9月使用分（2023年2月検針分から10月検針分）までの電気料金

3. 特別措置の内容

毎月の電気料金を算定する中で、本事業において定められている以下の金額を電気料金から値引きします。

	2023年1月使用分から8月使用分まで	2023年9月使用分
低圧のお客様	1kWhにつき7.0円（税込）値引き	1kWhにつき3.5円（税込）値引き
高圧のお客様	1kWhにつき3.5円（税込）値引き	1kWhにつき1.8円（税込）値引き

4. お客様へのお知らせ方法

この特別措置を適用している期間中は、毎月の「マイページ」に、特別措置の適用による値引き単価などを掲載します。

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。⇒ <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

また、政府によるお問い合わせ窓口が設けられています。（電気・ガス価格激変緩和対策 事務局）0120-013-305